

平成23年12月16日

議会改革等調査検討委員会 中間報告

平成23年6月28日付「議会機能の充実・強化及び議会活性化に関する事項」及び「議会基本条例に関する事項」に係る調査検討についての議長からの諮問を受け、各種事例を調査の上、課題や論点を洗い出し、協議、検討を行い、このたびその結果を中間報告として取りまとめましたので、以下のとおり報告します。

1. 検討項目について

7月15日の委員会において、別添①のとおり調査検討事項を決定した。

なお、当該検討事項のうち、Ⅲの「議会運営委員会の所管事項以外の検討事項」については、各会派政務調査会長会など各事項の所管の協議機関で、適宜、具体的な検討を進めることとした。

2. 検討状況について

- 委員会を12回開催し、別添②のとおり調査、協議及び検討を行った。
- また、委員会における協議・検討の参考として、次のとおり県民意見募集を行った。

別途、県議会の政調懇話会の場を活用し、学識経験者の意見を聴取し意見交換を行った。

ア 議会改革に関する県民意見募集について

(ア) 意見募集期間

7月22日から8月24日まで

(イ) 提出件数

49件（20人）

(ウ) 意見募集内容

- 県議会の役割を果たすためどのような取り組みが必要だと思うか。
- 県議会への関心を深めていただくにはどのような取り組みが有効だと思うか。
- 県民の代表としての県議会議員のどのような点に注目しているか。

(エ) 提出された意見：別添③のとおり

イ 政調懇話会の開催について

(ア) 開催日

9月15日

(イ) テーマ

議会改革の現状と課題について

(ウ) 講師

立教大学経営学部教授 川村仁弘
(イ) 出席議員数
71人

3. 検討結果について

・ 議会機能の充実・強化及び議会活性化に関する事項

9月28日、10月6日及び11月25日の委員会において、それぞれ正副委員長試案を提示し協議した結果、下記のとおり合意が得られた。

ア 「委員会の原則公開について」（9月28日委員会合意）

【見直し案】

現行の許可制を改め、公開を原則とした傍聴制度とする。

(7) 運用の概要

① 自由傍聴の実施

- ・受付時間の制限を廃止し、本会議と同様に、傍聴者が自由に入室、傍聴できるようにする。
- ・委員会への入室は先着順による。
- ・みだりな入退室の繰り返し等により、審議の妨げにならないよう、案内板等を設置して節度ある傍聴を呼びかける。

② 傍聴の受付

- ・委員会開始30分前から委員会終了まで受付を行う。
- ・傍聴希望者は、受付にて住所、氏名を記入の上、傍聴証の交付を受け、傍聴中は常にこれを着用する。 (※)

③ 傍聴の定員

- ・定員は10名とし、特に必要がある場合には、委員会の判断により別に定員を決めることができる。 (※)
- ・先着順で10名に達した後は、新たな傍聴者は入室できないが、中途の退室者があった場合には、定員に達するまで傍聴を認める。

④ 理事会、小委員会の取り扱い

- ・主に議事調整や委員会の下審査を行う理事会、小委員会については、原則として非公開とする。ただし、委員会の判断により報道機関に公開することができる。 (※) 備考：(※)は現行と同じ運用

(イ) 実施スケジュール

12月定例会会期中の委員会から実施する。

- ・10～11月 案内表示の作成、職員の配置体制の検討等
- ・12月上旬 12月定例会で委員会条例を改正
- ・12月中旬 会期中の委員会から実施

イ 「分割方式又は一問一答方式の選択的導入」について（10月6日委員会合意）

【導入案】

本会議の質疑、質問は、現行の一括方式に加え、分割方式、一問一答方式のうちから選択できることとする。

なお、導入後の実施状況を見据えた上で、必要に応じて運用の見直しを検討する。

(7) 導入の時期

平成24年6月定例会

(イ) 具体の運用方法の検討

質問者席の設置、答弁を行う場所、発言通告書の記載方法など具体的な運用方法については、導入決定後、検討を行う。

(ウ) 今後のスケジュール

- ・ 10～12月 具体の運用方法の検討
- ・ 24年1～3月 質問者席等議場レイアウト、音響・配線設備の検討
会議規則の改正（第54条 質問回数の制限の規定削除）
申し合わせ事項の確認
- ・ 同4～5月 設置に係る工事実施
- ・ 同6月 6月定例会代表質問から運用開始

ウ 「反問権の取り扱い」について（10月6日委員会合意）

【導入案】

本会議における質疑、質問に対して、議長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、質疑、質問の趣旨を確認するための発言を知事等に認めることとする。

(7) 呼称

逆質問ではないことから、「反問」ではなく、「趣旨確認の発言」とする。なお、権利を付与するものではないことから、「○○権」という文言は用いない。

(イ) 導入の時期

平成24年6月定例会

(4) 具体の運用方法の検討

発言場所や申し合わせ事項の確認などについて、導入決定後、質問方式に係る検討に合わせて協議を行う。

工 「常任委員会（閉会中・開会中）の審査・調査の充実」について (11月25日委員会合意)

【導入案】

委員会運営については、審査・調査の一層の充実・活性化と県民に開かれた会議運営に資するため、委員会及び委員の主体的な取り組みを基本として、今後、以下の展開を図ることとする。

- ① 委員会審査・調査に当たっては、会派・議員の主張や考え方、他会派・議員との意見の相違点等について、県民に分かりやすく伝わるよう、その主旨を明確に論述し、相互に疑義を質すなど、委員各自が積極的に委員間の討議に努めること。
- ② このため、委員は、委員会の許可を得て、説明用パネルや資料を用いて発言することができるものとする。ただし、言論の府として、節度ある範囲での使用に努めなければならない。
- ③ 委員会の自主的な活動として、特定テーマに関する調査研究等に積極的に取り組むこととする。なお、その場合、外部講師等専門的知見の活用を検討する。

また、午後や会期中の審査予備日等を活用した開催に意を用いるものとする。

- ④ 委員会開催日（あらかじめ2か月前の委員会で決定）については、案件の重要性等を勘案し、県民や議員の傍聴に特別の配慮をする場合には、日時を分けて開催するなど状況に応じて柔軟に対応するものとする。

なお、当該日程協議等に当たっては、適宜、正副常任委員長会議を開催して調整を図るものとする。

- ⑤ より開かれた議会の推進として、幅広く県民が視聴できるよう、経費面を勘案しつつ、インターネット中継について検討する。

(7) 実施時期

上記①：審議に臨む姿勢や心構えを注意喚起するものであり、12月定例会から実施する。

同上②：委員間討議に資するため、12月定例会から実施する。ただし、実施状況を踏まえ、適宜、申し合わせ等の必要性について検討する。

同上③：委員会の自主的な取り組みを基本とするが、既に本年度の所管事務調査の過半を終了していることから、原則として平

成24年6月での委員改選後の委員会から実施する。

同上④：基本的には日程調整のみで実施可能であることから、12月定例会から実施する。

同上⑤：来年度以降の実施に向けて引き続き検討する。

才 「常任委員会の管内調査における県民との意見交換の実施」について
(11月25日委員会合意)

【導入案】

管内調査において、団体等との意見交換を実施する。

(ア) 運用の概要

- ① 対象団体については、県政の推進や委員会活動の活性化に資することを旨として、委員会が主体的に選定を行う。
- ② なお、実施に当たっては、事前に報道機関へ周知する等、県民に対し積極的に委員会活動をPRする。

(イ) 実施時期

今後、実施に当たっての申し合わせや要領の作成等、所要の整備を行い、平成24年6月定例会での委員改選後の常任委員会から実施する。

・ 議会基本条例に関する事項

今後とも一層県民の付託にこたえ県政発展に寄与するため、議会のあり方や議員の責務と役割など県議会に関する基本的事項を定めるとともに、議会改革の理念や内容を明確にする「議会基本条例」の制定について検討を行っている。

なお、これまでの検討状況は次のとおりである。

① 議会基本条例に係る先進事例の説明聴取（8月22日委員会）

② 条例制定の必要性と今後の検討の進め方の協議（9月16日、10月6日及び11月2日委員会）

平成24年2月定例会への条例案上程を目指し、検討を進めることで合意した。

③ 条例に係る基本的な考え方の協議（11月25日及び12月7日委員会）

条例の要綱案の作成の参考とするため、次に掲げる論点について、各会派から意見を聴取した。

- ・議会の課題認識
- ・議会の基本理念
- ・議会のあり方（役割、運営原則）
- ・議長の役割等について

- ・議員のあり方（役割・活動原則、具体的活動、会派）
 - ・県民と議会とのあり方
 - ・執行機関と議会とのあり方
 - ・議会改革（機能強化）の取組方針
 - ・議会事務局のあり方
- ・各会派政務調査会長会の公開について
- ア 会議の公開について（8月23日各会派政務調査会長会決定）
各会派政務調査会長会（以下「政調会長会」という。）は、これまでには、会議を非公開としてきたが、「県民に開かれた議会の推進」の一環として、会議を公開することを決定した。
なお、公開の方法は、常任委員会に準じ、次のとおりとすることとした。
- (7) 傍聴人の範囲
報道関係者及び一般傍聴人とする。
- (イ) 一般傍聴の手続き
・政調会長会開会予定時刻の30分前までに傍聴の申し出を行っていただく。
・傍聴は政調会長会による許可制とする。
- (ウ) 一般傍聴人の定員
10名とする。
- (エ) 定員超過時の対応
定員を超えた場合は抽選を行う。
- (オ) 秘密会
特に必要があると認める場合、座長は政調会長会に諮って非公開とすることができます。
- (カ) 傍聴人への会議資料の提供
原則として出席者と同じ資料を提供する。
- (キ) 会議録
兵庫県議会ホームページで公開する。
- イ 会議の公開方法の見直しについて（12月9日各会派政務調査会長会決定）

議会改革等調査検討委員会での合意を受けて、委員会条例が改正され、委員会の原則公開が実施されることとなつたため、傍聴を許可制から原則公開に見直すこととし、公開方法を次のとおり変更することを決定した。

(7) 一般傍聴の手続きの変更

- ・傍聴者が自由に入室、傍聴できることとする。
- ・傍聴の受付けは、政調会長会開会予定時刻の30分前から会議終了まで行う。

(8) 定員超過時の対応の変更

入室は先着順とし、定員に達した後は入室できない。ただし、中途の退室があった場合には、定員に達するまで傍聴を認める。

・議会広報のあり方について（12月12日広報委員会決定）

6月15日、10月14日、11月16日及び12月12日の広報委員会において、協議した結果、別添④「議会広報のあり方」のとおり合意が得られた。

4. 見直しや新制度の導入状況について

議会機能の充実・強化及び議会活性化に関する事項で合意に至つたものうち、直ちに実行に移すことが可能なものについては、所要の整備を行い、議会運営委員会において協議又は報告の上、順次、導入している。

- ・委員会の原則公開については、12月定例会で委員会条例等を改正し、条例施行後の定例会中の議会運営委員会及び常任委員会から実施している。
- ・常任委員会（閉会中・開会中）の審査・調査の充実については、上記3「検討結果について」のエ試案に記載のとおり、12月定例会中の常任委員会から委員間討議に努めることとしている。
- ・各会派政務調査会長会の公開については、9月定例会中の政調会長会から許可制による傍聴を開始した。また、12月定例会中に開催した12月13日の政調会長会から公開方法を見直し、傍聴の許可制から原則公開へ変更した。

5. 今後の予定について

今後、下記のことについてさらに協議、検討を重ね、今年度末を目途に最終報告を取りまとめることとしている。

- ・ 議会機能の充実・強化及び議会活性化に関する事項については、「議案に対する会派態度の公表」など協議未了項目の議論を重ねるとともに、11月25日に各会派や議員から追加検討項目として示された項目のうち、「委員会の審査・調査」について協議、検討を行っていく。

また、成案が得られた「分割方式又は一問一答方式の選択的導入」については、平成24年6月定例会での新制度の導入に向け、具体的な運用方法についての検討を適宜進めていく。

- ・ 議会基本条例に関する事項については、平成24年2月定例会への条例案上程を目指し、次のとおり検討を進めることとしている。
 - ・ 条例要綱の委員長案の提示
 - ・ 委員長案への意見開陳・協議
 - ・ 条例要綱案の決定
 - ・ 条例案の提示・協議
 - ・ 条例案の作成（平成24年2月定例会条例目途）

議会改革等調査検討委員会 委員等名簿

委員長 山本 敏信（議会運営委員会委員長、自民党）

副委員長 藤井 訓博（同副委員長、民主党・県民連合）

委員 石堂 則本（自民党）

委員 野間 洋志（自民党）

委員 藤田 孝夫（自民党）

委員 永富 正彦（民主党・県民連合）

委員 小池 ひろのり（民主党・県民連合）

委員 松田 一成（公明党・県民会議）

委員 岸本 かずなお（公明党・県民会議）

委員外議員 ねりき 恵子（共産党）

議会広報のあり方について

平成23年12月12日広報委員会決定

1. 議会広報の現状と課題

- (現状) 現在の議会広報は、下記基本方針に基づき、県民へ「届ける情報（新聞）」と県民が「知りたい情報（HP）」の充実を大きな柱に実施している。
- (課題) • 「届ける情報（新聞）」は、新聞購読者の減少から、いかに全世帯へ配布するかが課題
- 「知りたい情報（HP）」は、県議会から発出する全ての広報内容を網羅しているものの、利用がなければ意味がなく、いかにアクセス数を増やすかが課題

【今期の県議会広報基本方針（H23からH26）】

【広報の目的】

- ・開かれた県議会として、
- ・県議会に対する県民の理解と関心を高め
- ・より親しみやすい県議会として
- ・県民との結びつきを一層深める

【実施方針】

- ・議会の活動状況と制度等を
- ・多様な媒体を活用して
- ・効率的かつ効果的に
- ・広く県民に周知する

2. 議会広報事業の今後の方向性

今後、新聞購読の状況やパソコンの普及、インターネットの活用状況を注視し、広報媒体のあり方を見直すことが必要と考えるが、幅広い層の県民に発信するため、紙媒体と電子媒体を併用し、当面は現行の基本方針により実施するべきと考える。全ての広報事業について、「見やすく、分かりやすく」という視点で隨時検討を加えていく。

なお、本質的には「県議会についていかに关心を持っていただくか」であり、現在検討されている議会改革の取り組みとともに、「県民が知りたい情報は何か」ということを常に意識し、広報についての意見を収集する努力を積極的に行い、その県民の意見を適宜参考にし、新たな取り組みについても常に検討を行う必要がある。

3. 議会広報見直しについて

(1) 発信する情報の見直し

- ① 分かりやすい議会日程等の公表
- ② 議員の活動状況の積極的なPR
 - ・議員・会派のHPの充実、PRを広報委員会から要請する
 - ・議員の紹介情報を議会広報で取り上げる 等

※なお、議案に対する会派態度の公表については、議会改革等調査検討委員会の検討結果により実施する。

(2) 既存広報の見直し等

- ① 全世帯配布広報誌「県議会だより」
 - ・見やすさの工夫（データ・グラフ等の活用）
 - ・紙面内容の工夫
 - ・県民到達率の向上に向けた取り組み
- ② 兵庫県議会ホームページ
 - ・見やすさの工夫（文字の大きさ・配置）
 - ・掲載情報の見直し
 - ・議員・会派との連携
 - ・ホームページのPR（知事部局からのリンクの工夫）
- ③ テレビ番組「県議会リポート」
 - ・番組内容の見直し
 - ・視聴率向上、視聴者層の拡大（放送日時等の検討）
- ④ 冊子「はい県議会です」
 - ・発行部数の見直し
 - ・仕様（紙質、ページ数）の見直し
 - ・県民各層や使用目的に応じた内容の見直し

(3) 今後の新たな広報事業の取り組みの検討

① 議長による記者会見の実施

※議会改革等調査検討委員会の議会基本条例（議長の役割等）協議での検討を依頼する。

② 議会傍聴者へのアンケート実施

③ 議会広報と議員・会派の連携（HP）

④ メールマガジン等の新たな媒体の研究・実施

⑤ 新たな広報冊子の発行（傍聴者用、小学生等議会見学者用など）